

基発第0202001号

平成19年2月2日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成18年度中央労災補償業務監察実施結果について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、職員に周知を図るとともに、平成19年度の行政運営方針等の策定に反映するよう配慮されたい。

平成 1 8 年度

中央労災補償業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局

目 次

平成18年度中央労災補償業務監察結果の概要	1
第1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況等	
1 平成17年度の状況	3
2 平成18年度の状況	3
3 中央監察結果報告書の活用状況	4
第2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況	
1 労働局における事務処理状況	5
(1) 保険給付請求書の審査等処理状況	5
(2) 長期未決事案の処理状況	7
(3) 第三者行為災害の事務処理状況	10
(4) 適正給付対策の推進状況	13
(5) 労災診療費の適正処理状況	14
(6) 審査請求事件の処理状況	16
2 労働基準監督署における事務処理状況	19
(1) 保険給付請求書の審査等処理状況	19
(2) 長期未決事案の処理状況	23
(3) 第三者行為災害の事務処理状況	25
(4) 適正給付対策の推進状況	26
第3 石綿関連疾患への対応状況	
1 労働局における事務処理状況	28
2 労働基準監督署における事務処理状況	29
第4 不正受給等防止対策等の実施状況	
1 不正受給等防止対策の実施状況	31
2 労災かくし防止対策における各課、局署間、署内の連携状況及び取組状況	32
3 個人情報保護法に係る取組状況	32
第5 地方労災補償監察官制度の運用状況	
1 平成17年度地方労災補償業務監察計画の策定状況等	34
2 平成17年度監察の実施状況	34
3 平成18年度監察計画の策定状況等	37
第6 職員研修の実施状況	
1 局の職員研修の実施状況	39
2 署の業間研修の実施状況等	42
平成18年度中央労災補償業務監察実施労働局及び労働基準監督署	43

平成18年度中央労災補償業務監察結果の概要

労働災害による被災労働者数は長期的には減少傾向にあるものの、平成17年度の労災保険給付の新規受給者数は、61万人弱であり、前年度よりもわずかに増加している。また、年金受給者も微増ではあるが、依然として増加傾向が続いている。併せて、労働者を取り巻く社会情勢の変化及び産業構造の変革が進展している中、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案など事実関係確認のための調査に多大な業務量を要する労災請求件数が依然として増加しており、さらに、昨年石綿による健康障害が大きな社会問題となったことを契機として、石綿関連疾患に係る労災請求件数が急増している状況にある。

このような状況下、平成18年度の中央労災補償業務監察（以下「中央監察」という。）は、25都府県労働局（以下「局」という。）及び管下45労働基準監督署（以下「署」という。）を対象として、労災補償行政を適正かつ円滑に推進するに当たり、局・署管内の実情等を的確に把握した上で重点課題を定め、それらの達成に向けて業務運営が効率的かつ効果的に行われているかについて実施した。

中央監察の項目は、次のとおりである。

- 1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況等
- 2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況
- 3 石綿関連疾患への対応状況
- 4 不正受給等防止対策の実施状況
- 5 地方労災補償監察官制度の運用状況
- 6 職員研修の実施状況

平成17年度の中央監察の結果、一部の局においては、依然として基本的な事務処理に係る指摘事項があったことや、労災補償行政の基本的使命である迅速・適正な保険給付の決定等については、従来にも増して社会的に厳しい対応が求められていることから、本年度においては、「石綿関連疾患への対応状況」及び基本的な事務処理の徹底状況を主眼として、特に、「労災保険給付等の迅速・適正処理状況」における①保険給付請求書の審査等処理状況、②長期未決事案の処理状況、③第三者行為災害の事務処理状況の3点及び「地方労災補償監察官制度の運用状況」を重点として監察を実施した。

その結果、各監察項目における中央監察の結果は後述のとおりであるが、全般的には、各局・署において、各種資料等をシステム管理することによつて効率化を図り、又は業務の重点化等の業務処理体制の見直しなどを行うことにより、行政課題の実施又は解消に向けて積極的に推進している状況がみられた。

しかしながら、本年度の中央監察において、前年度までに指摘された事項が改善されてお

らず同様の指摘がされている状況もみられた。

特に毎年指摘される主な事項としては、次のものが挙げられる。

- 1 「実地調査の遅れ」、「取りまとめの遅れ」等内部要因により長期未決事案となったもの
- 2 長期未決事案において署長の指示・指導がなされていないもの
- 3 第三者行為災害事案において、第二当事者等に対する求償事務が督促状の発出等のみで、その後の時効中断措置を講じることなく時効となったもの

4

- 5 実地監察の結果、是正改善すべき事項について、文書指示をしていないもの

これらを改善するためには、署長が他の管理者とともに、与えられた役割を認識し、また、その職責によって、適正な事務処理を行わなければならないことを自覚し、かつ実行する必要がある、これが牽制体制の確立及び職員の能力の向上を図ることにつながるものである。

さらに、局は、あらゆる機会をとらえて、署長の役割を認識させるべく具体的な指示・指導を行い、様々な対策を講じ、労災補償行政の業務運営を良好に行う必要がある。

なお、本年度の中央監察を通して、労災補償行政の業務運営を良好に行っている局・署をみると、

- 1 局管理者が署長からヒアリング等を実施することで、長期未決事案の減少のみならず、管内状況と事務処理体制の的確な把握に努めているもの
- 2 組織体制及び管内の状況に基づいた保険給付業務のチェックポイント等独自の手引を作成することなどにより、適正処理に努めているもの
- 3 実務に係る基礎的知識、医学的知識、改正認定基準等の内容を織り込むなどテーマの設定や開催時期・方法を工夫した職員研修の実施等により、事務処理能力の向上に努めているもの

などの対策を講じているものがみられたので、今後各局・署においては、これらの事項を参考にして迅速・適正な事務処理に努めることが必要である。

第1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況等

1 平成17年度の状況

(1) 重点行政課題と取組結果

平成17年度の重点行政課題については、ほとんどの局において、本省の行政運営方針に基づき、管内の実情に即した行政課題について、労災補償課長、監察官等の労災担当のみならず各課室と連携し、署の実情を把握し、各署の請求・処理状況と地方労災補償業務監察（第5を除き、以下「地方監察」という。）及び中央監察の結果報告書をもとに分析・検討を行うとともに、平成13年3月27日付け基総発第5号総務課長等通達「業務運営の重点化について」に基づく重点化対策を取り入れた重点行政課題を設定し、取り組んでいる状況がみられた。

ア 局における主な重点行政課題

- (ア) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- (イ) 行政争訟に対する迅速・的確な対応
- (ウ) 費用徴収の的確な実施等
- (エ) 改正労災保険法の円滑な施行
- (オ) 労災かくしの排除の徹底

イ 署における主な重点行政課題

- (ア) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- (イ) 長期療養者に対する適正給付対策の推進

(2) 最重点課題の設定状況

平成17年度の最重点行政課題については、ほとんどの局・署において、「労災保険給付の迅速・適正な処理」を設定し、取り組んでいる状況がみられた。

2 平成18年度の状況

(1) 重点行政課題の設定状況

平成18年度の重点行政課題については、ほとんどの局において、本省の行政運営方針に基づき、管内の実情に即した行政課題について、労災補償課長、監察官等の労災担当のみならず各課室と連携し、署の実情を把握し、各署の請求・処理状況をもとに分析・検討を行うとともに、前年度の地方監察及び中央監察の結果報告書を踏まえて、重点行政課題を設定している状況がみられた。

ア 局における主な重点行政課題

- (ア) 労災保険給付の迅速・適正な処理

- (イ) 石綿関連疾患事案の迅速・適正な処理
- (ウ) 改正労災保険法の円滑な施行
- (エ) 行政争訟に対する迅速・的確な対応
- (オ) 労災かくしの排除の徹底

イ 署における主な重点行政課題

- (ア) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- (イ) 石綿関連疾患事案の迅速・適正な処理

しかしながら、一部の署においては、管内状況の実情に即した重点行政課題の設定を行わず、単に局と同様としているなど不適切なものがみられた。

(2) 最重点課題の設定状況

平成18年度の最重点行政課題については、ほとんどの局・署において、「労災保険給付の迅速・適正な処理」を設定している状況がみられた。

(3) 業務実施要領等の策定状況

業務実施要領等（以下「実施要領」という。）については、ほとんどの局において、前年度における業務の取組状況、中央監察及び地方監察の結果、各部署との調整を踏まえ、さらに、管内の実情に即した具体的な推進方法等を検討した上で策定している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、実施要領の策定に当たり、留意通達で示された諸事項が反映されず、検討が十分でないものがみられた。

また、署の業務計画が、局の運営方針、署の実情等を踏まえて策定されていないにもかかわらず、署に対する指導が行われていないなどの不適切なものがみられた。

3 中央監察結果報告書の活用状況

中央監察結果報告書の内容については、ほとんどの局において、実施要領に反映するとともに、署長会議、労災主務課長会議、職員研修及び地方監察計画の策定等に活用している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、職員に対する周知及び研修等での活用がされていないなど不適切なものがみられた。

したがって、中央監察において毎年同様の指摘が行われている事項について、自らの局・署においてこのような状況が発生させないよう、中央監察結果報告書の内容について、職員に周知し、基本的な業務処理方法とその処理体制等を確認するとともに、好事例を参考とした手法を導入する等必要に応じた措置を講ずるために活用すること。

第2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 労働局における事務処理状況

(1) 保険給付請求書の審査等処理状況

保険給付請求書の審査等については、審査処理体制、費用徴収の処理状況、年金給付業務の処理状況、認定基準の運用及び管理者による進行管理状況を中心に監察した。

ア 業務処理体制等に関する指導状況

業務処理体制等については、ほとんどの局において、署に対して、実施要領により業務処理体制の確立、保険給付請求書の基本的な審査処理の徹底及び保険給付の迅速・適正処理等について指示を行っていた。

また、各局においては、署に対して、署長会議、労災主務課長会議等を通じて、制度改正の動向及び認定基準の改正等について伝達するとともに、地方監察時に個別事案の事務処理上の問題点等について指示・指導を行っている状況がみられた。

併せて、ほとんどの局においては、労災担当職員の事務処理能力の向上、専門知識の習得のための職員研修を積極的に実施している状況がみられた。

さらに、地方監察時に署の業務処理状況を把握し、必要に応じて指示・指導を行うとともに、その結果について、署長会議、労災主務課長会議等で説明し、指示・指導した事項の是正の徹底を図っている状況がみられた。

また、一部の局においては、保険給付業務のチェックポイント等の手引を局独自に作成し、保険給付の迅速・適正処理に努めているほか、実施要領において各保険給付ごとに標準処理期間内での処理に努めるよう目標を定め指導している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、署に対する指導が徹底されていない次のような状況がみられた。

- ① 支給決定決議書の決裁において、署の労災担当課長が職員の決裁を受けることなく署長決裁を受け、相互牽制体制が取れていないもの
- ② 未決事案が大幅に増加している署に対して、局の指導、支援等が全く行われていないもの

したがって、局は事務処理の牽制体制を確保する観点からも、署における業務処理体制について、的確かつ具体的な指導を図る必要がある。

また、保険給付事案の迅速・適正処理を行うため、局は署から処理経過簿、未処理リストの内容等を報告させ、事務処理の推進状況を的確に把握するとともに、必要に応じて具体的な指示・指導を行う必要がある。さらに、各署共通する問題につ

いては、局署一体となって組織的な対応を図る必要がある。

イ 管理者による進行管理に関する指導状況

管理者による進行管理については、ほとんどの局において、実施要領に基づき長期未決事案の発生防止・早期解消に努めるとともに、適正な事務処理を行うため、地方監察時及び署長会議、労災主務課長会議において、署長・次長・課長（以下「署管理者」という。）に対して長期未決事案の把握、適切な指示・指導の実施及び処理経過簿等への記載等指示を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、署に対する指示・指導が依然として徹底されていないため、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に係る調査計画の策定段階においても調査項目が選定できない等不適切な事務処理がみられた。

したがって、各局は、署の事務処理状況を的確に把握し、問題点等を分析・検討した上で、署管理者に対して、具体的な事務処理のための指導とその履行確保をも含めた的確な進行管理を行うよう指示・指導する必要がある。

ウ 認定基準の的確な運用

「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準」及び「石綿による疾病の認定基準」の改正に係る周知については、ほとんどの局において、労災主務課長会議等及び労災担当職員等に対する研修の実施により徹底を図っている状況がみられた。

また、脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び障害認定における複雑な機能障害事案等医学的判断を要するものについては、ほとんどの局において、地方労災医員、労災協力医（以下「地方労災医員等」という。）を積極的に活用している状況がみられた。

さらに、医療機関等に対する改正認定基準の周知については、医療機関等を対象とする説明会の開催、リーフレットの送付及び局のホームページ等を活用した広報活動を積極的に行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、幹部職員のための研修となっている状況がみられたので、全ての労災担当職員に周知する必要がある。

エ 費用徴収の処理状況

費用徴収（労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第31条）については、各局とも、実施要領により、署に指示していた。

また、各局とも、地方監察時に署における費用徴収の業務処理状況を把握の上、的確に指示・指導していた。また、一部の局においては、職員研修等を活用して適正な費用徴収の事務処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、局内の適用・徴収担当との連携が図られていないため、労働保険への加入勧奨等の事実確認に時間を要し、処分決定が遅れて

いる状況がみられた。

したがって、費用徴収に係る事務処理を適正に行うため、職員に対して研修・指導を行うとともに、局内及び局・署の連携による事務処理体制の確立を図る必要がある。

なお、費用徴収の決定件数は、未手続事業場の災害（法第31条第1項第1号）が13局43件、滞納中の災害（法第31条第1項第2号）が11局60件、故意又は重大な過失による災害（法第31条第1項第3号）が16局112件となっている。

オ 年金給付業務の処理状況

年金給付業務については、各局とも、労災保険給付事務取扱手引（以下「給付事務手引」という。）、労災保険業務機械処理事務手引（以下「機械処理手引」という。）、実施要領及び労災保険給付のチェックポイント等に基づき適正処理の徹底を図るとともに、署長会議、労災主務課長会議において事務処理の留意点等について指示・指導を行っていた。また、各局とも、地方監察時に署における処理状況の確認と個別指導を行うほか、一部の局においては、職員研修を活用して適正な事務処理に努めている状況や複数の職員での読み合わせによる照合を実施している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、生年月日の転記誤りなどによる基本権取消し事案がみられたことから、局は、支給決定時及び決議書の入力時等において、職員相互間で読み合わせ照合を実施する等牽制体制の確立及び署管理者の審査の徹底を指示・指導する必要がある。

（２） 長期未決事案の処理状況

長期未決事案（局に対する中央監察にあつては、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案については受付から12か月以上のもの、それ以外については6か月以上のもの）の処理については、局における早期解消に向けた取組状況及び署に対する指示・指導状況を中心に監察した。

なお、以下の数値は、原則として、本年度監察対象局の16年度、17年度における事案数を比較したものである。

ア 長期未決状況

平成17年度末現在の長期未決事案は、疾病事案が459件（うち脳・心臓疾患事案98件、精神障害等事案140件、石綿関連疾患37件）、第三者行為災害事案が364件、その他の事案が171件、その総数は994件となっていた。

また、平成16年度末現在の長期未決事案は、疾病事案が367件（うち脳・心

臓疾患事案 92 件、精神障害等事案 106 件)、第三者行為災害事案が 334 件、その他の事案が 192 件で、その総数は、893 件となっていた。

よって、平成 17 年度末現在における長期未決事案の対前年度比は、半数の局において、疾病事案が 92 件、25.1%の増(うち脳・心臓疾患事案 16 件、6.5%の増、精神障害等事案 34 件、32.1%増)、第三者行為災害事案が 30 件、9.0%の増、その他の事案が 21 件、10.9%の減、その総数で 101 件、11.5%の増となっており、長期未決事案は増加傾向となっている状況がみられた。

一方、長期未決事案の約 4 割を占める疾病事案について未決となっている要因をみると、平成 17 年度末現在、12 か月以上未決となっている脳・心臓疾患の長期未決事案は 7 局 25 件であり、その主なものは、①調査・意見書・資料等の依頼の遅れ 5 件、②審査着手及び実地調査の遅れ 3 件、③取りまとめの遅れ 3 件、と全て内部要因が占めており、また、12 か月以上未決となっている精神障害等の長期未決事案は 11 局 25 件であり、その主なものは、①審査着手及び実地調査の遅れ 8 件、②請求人等からの資料等提出の遅れ 4 件、③取りまとめの遅れ 3 件、④呼出調査不出頭 3 件となっている。

したがって、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案については、主として調査事項が多岐にわたり、事実確認のための調査に多大な事務量を要し、かつ、地方労災医員による高度な医学専門的な判断を要することから、事案ごとの発症(発病)とそれに至る経過状況、疾患名、業務の過重性や出来事等の事実認定の事案処理を計画的、効率的に行う必要がある。

なお、平成 17 年度末現在における署長管理事案は、脳・心臓疾患事案 81 件(対平成 16 年度末現在比 63 件、28.6%の増)、精神障害等事案 110 件(同 79 件、39.2%の増)、その他疾病事案 188 件(同 119 件、58.0%の増)、疾病以外 235 件(同 229 件、2.6%の増)、総数で 614 件(同 490 件、25.3%の増)となっており、また、局管理事案は、脳・心臓疾患事案 20 件(同 28 件、28.6%の減)、精神障害等事案 36 件(同 30 件、20.0%の増)、その他の疾病事案 32 件(同 47 件、31.9%の減)、疾病以外 35 件(同 47 件、25.5%の減)、その総数で 123 件(同 152 件、19.1%の減)となっている。

イ 長期未決事案の早期解消に向けた取組

長期未決事案の早期解消に向けた取組については、各局とも、本省から毎月配信される各種未処理事案リスト、署から定期的に報告される処理経過簿(写)、その他の未決状況に関係する資料により長期未決状況を把握し、随時指示・指導している状況や地方監察時及び業務指導時に処理経過簿等により事案の進ちょく状況を確認し、必要に応じて指示・指導している状況がみられた。また、署長会議、労災主務

課長会議等において、署管理者が長期末決事案の早期解消のための具体的な指示・指導を行うよう指示している状況もみられた。

さらに、次のような状況がみられた。

- ① 早期処理のため、指導文書に関連通達や医学用語の解説等参考となる資料を添えて署へ送付しているもの
- ② 調査が多岐にわたる事案を署ごとに月２回日程を定め、「局署認定検討会」を開催し、具体的な調査・聴取、事務処理等の検討を早め早めに行い、早期処理に努めているもの
- ③ 第三者行為災害事案について、早期処理のため、請求人に対し、随時自賠償等調整待ちから労災先行への移行についての意思確認をさせているもの

さらにまた、長期末決事案の早期解消に向けた取組については、多くの局で、署から局へ事前協議を行い、又は調査計画等を局に提出して、指示・指導を受けるなど処理方針、処理内容等について局・署で検討する体制がとられているほか、地方監察時以外にも業務指導等を行い、問題点等があれば局に協議又は相談を行う等局・署一体となって長期末決事案の解消に取り組んでいる状況がみられた。

特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に対しては、新たに、

- ① 署の調査計画策定段階における監察官との打合せを義務付けているもの
- ② 局に監察官、職業病認定調査官等による業務指導班を複数設置し、署に対する指導を定期的に行い、必要に応じて管理者等へ指示・指導を行っているもの
- ③ 局で事案ごとに担当する地方労災医員を割り振り、医学的意見や資料の入手等に関して指導・助言を受けているもの

など、署との間で組織的対応を図っている状況もみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 署長管理事案の進行管理について
 - ・ 「実地調査の遅れ」等の内部要因により調査計画どおりに事務処理が遂行されていないものについて、事案の進ちよく状況等を定期的に把握の上、適切な時期に調査計画を見直すなど事務処理が確実に遂行されるよう、署長等の的確な進行管理について指導を徹底していないもの
 - ・ 具体的かつ実効性のある指示・指導を行うよう、署長等を指導していないもの
 - ・ 局署の双方に局の指示・指導内容の事跡がないもの
 - ・ 局が進ちよく状況を何も把握していない上、署管理者に対しても、適切な指導を行っていないもの
- ② 局管理事案の進行管理について

- ・ 局主導のもとに進行管理が行われた署に対する的確な指示・指導を行っていないもの
- ・ 計画どおり進ちょくしていない状況でありながら、局において計画の見直しなどを検討していないもの

したがって、長期未決事案の発生は内部要因によるものが多いことから、その早期解消を図るため、局・署管理者による進行管理、支援体制の確立等を図ることが重要であるとともに、局管理者は、監察官に対して地方監察及び業務指導等において、「いつ・誰に・どのような方法で・何を行うのか」等具体的な指導を行うよう指示する必要がある。

また、局においては、長期未決事案を多数抱えている、あるいは、多数抱えることが危ぐされる署に対しては、その原因分析及び対策の検討を指示するとともに、定期的に経過報告を行わせ、地方監察時及び業務指導時を含め、日頃から進ちょく状況を確認し、適切な指示・指導を行い、署においては、課内検討会等で長期未決となっている原因の分析等を行い、その早期解消を図る必要がある。更に、課内検討会等における検討結果によっては局に協議し、その指示・指導の事跡を残し、当該指示内容の進ちょく状況を確認するとともに、事案処理のための問題点解消に向けて、更なる具体的な指示・指導を行うことにより、局・署一体となって積極的に長期未決事案の解消に取り組む必要がある。

さらに、署における長期未決事案の発生要因の一つとなっている第三者行為災害に係る損害保険会社等からの回答遅れなどの外部要因を解消するためには、局において、損害保険会社等に対して積極的な協力依頼及び調整を行う必要がある。

(3) 第三者行為災害の事務処理状況

第三者行為災害の事務処理については、求償権を取得した事案(以下「求償事案」という。)及び求償権行使の差控事案(以下「求償差控事案」という。)の事務処理状況、損害保険会社等との調整状況及び損害賠償金の債権管理状況を中心に監察した。

ア 求償事案の事務処理状況

求償事案の事務処理状況については、ほとんどの局において、第三者行為災害事務取扱手引(以下「三者取扱手引」という。)に基づき、署から送付された「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」及び添付された第三者行為災害届等により、さらに必要に応じて追加資料の収集等を行い、調査内容、過失割合の適否等を検討し、損害保険会社等との調整を行った上で債権の調査確認をし、その後、債権調査確認決議を行っている状況がみられた。

また、一部の局においては、過失割合の判断が困難なものについて労災法務専門

員の意見を参考に決定しているもの、求償事務の効率化や事務簡素化のためのシステム等を導入し債権の管理等を行っているものがみられ、求償事務の適切な処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 求償に関する処理経過簿等に事務処理の事跡が残されていないもの
- ② 署から報告された事案の過失割合を明らかな理由がないまま変更し、決定しているもの
- ③ 署において復命書の決裁時に処理経過簿等をまとめて決裁しているもの

したがって、局においては、適切な求償事務を行うためにも過失割合の決定に係る事務処理の経過等を明らかにしておく必要があり、事務処理の都度、処理経過簿等に記載する必要がある。また、署において判断された過失割合を局で変更する場合には、復命書等によりその理由、根拠を明らかにした上で歳入徴収官の決定決議を行うとともに、署に対してもその理由を説明し、今後の事務処理に反映させるよう指導する必要がある。

イ 求償差控事案の事務処理状況

求償差控事案の事務処理状況については、ほとんどの局において、三者取扱手引に基づき、署から報告された「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」及び添付された第三者行為災害届（写）等のほか、必要に応じて署から提出を求めた追加資料に基づき求償差控事案に該当するか否かの確認・調査を行った上、決定している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 署において十分な調査をせず求償差控事案とし、かつ局に進達されていないもの
- ② 調査が不十分なまま求償差控事案として決定されているもの
- ③ 歳入徴収官である局長の決裁を受けることなく労災補償課長の専決決裁としているもの
- ④ 第二当事者不明事案で災害発生後3年を超えて、なお第二当事者が判明しないにもかかわらず完結処理を行っていないもの

したがって、求償権行使の差し控えの決定に当たっては、局において、必要に応じて復命書等の関係資料を収集し、調査を行った上、求償差控事案に該当するか否かの判断を行うよう審査の充実・徹底を図る必要がある。このため、署に対しても地方監察時のみならず、各種会議や業務指導等において、三者取扱手引等に基づく的確な調査を実施の上局に進達するよう指導する必要がある。

また、場合によっては署管理者に対しても的確な進行管理を行うよう指示・指導

する必要がある。

ウ 求償事務に係る損害保険会社等との調整状況

求償事務における損害保険会社等との調整については、ほとんどの局において、文書・電話・面談等により、適切に行われていた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 損害保険会社等への照会が遅れているもの
- ② 損害保険会社等への照会に際して回答期日を付していないもの
- ③ 損害保険会社等との調整が遅れているもの

したがって、損害保険会社等との調整に当たっては、速やかに連絡を取って調整を行うとともに、照会を行う場合には三者取扱手引等に基づき行う必要がある。また、過失割合、治ゆ年月日、治療内容等について損害保険会社等と見解等が相違した場合は、行政側の判断根拠を説明し、十分協議の上、早期に解決を図る必要がある。

なお、一部の局においては、求償事務を円滑に行うため、日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）との連絡会議を開催したり、損保協会が主催する研修会に局職員を派遣しているもの、また局主催の研修等に自賠責損害調査事務所から講師を招いて行っているものがみられた。

エ 第三者行為災害の損害賠償金の債権管理

損害賠償金債権の確認調査決定に当たっては、ほとんどの局において、署長から送付された「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書」等により、また、必要に応じて損害保険会社等に照会するなどして適正に処理している状況がみられた。

また、納入告知の履行期限までに応償されない債権については、ほとんどの局において、督促状を発行の上、債権回収計画を策定し、電話・文書催告及び臨戸徴収を実施していた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 督促状の発出のみや電話督促、又は文書による納入督促は行っているが、一部納入又は債務承認等の時効中断措置を講ずることなく時効となったもの
- ② 督促等の処理経過の事跡が残されていないもの
- ③ 債権回収計画は策定されているが、計画どおりに実施されていないもの
- ④ 担当者任せとなっているため、適切な債権回収計画が策定されていないなど、組織的な対応が図られていないもの
- ⑤ 延滞金を全く徴収していないもの

したがって、履行期限までに応償されない債権については、その管理を担当者のみに任せることなく、組織的な対応により、的確な債権回収計画を策定し、臨戸徴

収や求償債権の回収委任制度の活用も含めた的確な債権回収を効率的・効果的に行う必要がある。

オ 署に対する指導状況

第三者行為災害の事務処理の指導状況については、ほとんどの局において、三者取扱手引等に基づいた処理がなされるよう、地方監察時、担当者会議、又は職員研修等の機会をとらえて適正処理の指示・指導に努めている状況がみられた。また、一部の局においては、局独自の事務処理要領を作成する、又は地方監察時以外に業務指導の機会を設けて同様の指示・指導に努めている状況がみられた。

(4) 適正給付対策の推進状況

ア 適正給付対策（振動障害を除く。）の推進状況

適正給付対策の推進については、調査対象者の選定及び推進状況を中心に監察した。

適正給付対策の推進状況については、ほとんどの局において、本省通達及び実施要領に基づき、長期療養者に係る症状照会が実施されており、署が選定した調査対象者に係る症状照会等の実施状況を地方監察時に把握し、必要に応じて指示・指導を行っている状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような取組がみられた。

- ① 署から定期的に推進状況の報告を求め、指示・指導を行っているもの
- ② 実地監察時以外にも署において個別指導を行っているもの
- ③ 局署合同の適正給付対策会議を開催し、推進方法等を協議しているもの
- ④ 局署合同で主治医に対して実地調査を行っているもの
- ⑤ 療養期間が長い骨折（骨髄炎を除く。）の者を重点対象者に選定しているもの

さらに、ほとんどの局においては、医学的判断が必要な場合に地方労災医員等から意見を求めるなど地方労災医員等の活用を図っている状況にあり、一部の局においては、地方労災医員協議会も活用し、医学的意見を求めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 症状固定の見込時期を経過しているにもかかわらず適切な調査・確認していないものについて指導していないもの
- ② 骨折による長期療養者が大幅に増加しているにもかかわらず指導していないもの
- ③ 適正給付対策を実施していない署がありながら指導していないもの

したがって、局は、必要に応じて地方監察時以外の機会もとらえて、署における調査対象者の症状調査の推進状況を的確に把握し、時機を逸することなく調査等が

行われるように適切な指示・指導を行うとともに、地方労災医員等を積極的に活用するなど局・署一体となった適正給付対策を推進する必要がある。

イ 振動障害適正給付対策の推進状況

振動障害適正給付対策の推進については、年次計画（第7次3か年計画）の推進状況及び地方労災医員協議会の活用状況を中心に監察した。

振動障害適正給付対策については、ほとんどの局において、調査対象者に係る症状照会等の調査の実施状況を地方監察時に把握し、必要に応じて指示・指導するとともに、事案により地方労災医員協議会の医学的意見の聴取を行い、年次計画等に基づき、推進している状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような状況がみられた。

- ① 局・署合同の適正給付対策会議等を開催し、調査対象者の確認、調査方法、調査時期等について協議等を行っているもの
- ② 治ゆ（症状固定）の判断等について、地方労災医員協議会に諮り医学的意見を得ているもの
- ③ 局署担当者が分担し又は合同で調査を行っているもの

しかしながら、一部の局においては、年次計画が策定されているものの、特段の理由もなく実施していない署がある状況がみられた。

したがって、局においては、署の年次計画の推進状況を一般適正給付対策の推進と同様に適切に把握し、必要な症状把握及び調査等が確実に遂行されるよう適正給付対策会議等を開催し、調査対象者の確認、調査方法、調査時期等について協議を行い、局・署一体となって取り組む必要がある。

（５） 労災診療費の適正処理状況

労災診療費（以下「診療費」という。）の処理については、（財）労災保険情報センター地方事務所（以下「R I C事務所」という。）等に対する指導状況及び診療費長期未処理事案（10支払期以上）の解消状況を中心に監察した。

ア 労災診療費の審査状況

局及びR I C事務所が、それぞれの業務分担に基づいて診療費の点検・審査事務を行っている状況がみられ、医学的な判断を要するものなどについては、診療費審査委員会等で検討・審査を行うなど適正な審査処理に努めている状況がみられた。

また、診療費審査委員会における審査の結果(事例)を「質疑応答集」として作成し、診療費審査事務に活用している状況もみられた。

しかしながら、会計検査院の实地検査においては毎年不適正払いの指摘を受けている状況にある。

このことから、平成17年度に実地検査が行われた局のうち一部の局においては、指定医療機関に対する説明会等の場を活用し、労災診療費算定基準の周知を図るとともに、請求事務の適正処理について指導を行っていた。また、各局とも、不適正払いの指摘のあった医療機関に対しては、個別に訪問して実地指導を行い、再発防止に努めている状況がみられた。

また、平成17年度に実地検査が行われなかった局においても、会計検査院の検査結果を踏まえた本省からの指導事項について、指定医療機関に対する説明会等の開催や個別指導を実施しているほか、R I C事務所と連携して点検項目の重点化等を図るなど適正な審査処理の徹底に努めている状況がみられた。

イ R I C事務所に対する指導状況

診療費については、各局とも、R I C事務所のレセプト事前点検が的確に行われるよう、R I C事務所との連絡会議等の場において、事前点検に当たっての留意事項等について確認を行っている状況がみられた。

特に、会計検査院からの指摘が多い手術料及び入院料等については、重点点検項目として指導の徹底を図っている状況がみられた。

局審査の結果は、各局とも、事前点検が的確に行われるよう、R I C事務所の点検結果連絡表の摘要欄に記載するなど文書によりフィードバックされており、またほとんどの局において、診療費審査委員会の審査内容等について、R I C事務所との連絡会議等において具体的に説明している状況がみられた。

ウ 誤請求のあった指定医療機関等に対する指導状況

レセプトの審査の結果、誤請求のあった指定医療機関等に対しては、各局とも、審査の都度、個別に電話又は文書による指導を行っている状況がみられた。また、ほとんどの局においては、誤請求の多い指定医療機関等を把握し、これらの指定医療機関等に対して個別に訪問し実地指導を行っているもの、指定医療機関に対する説明会等を活用して集団指導を行うなどにより、誤請求を行わないよう指導している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 誤請求の多い指定医療機関等自体を把握していないもの
- ② 誤請求の多い指定医療機関等を把握しているにもかかわらず、適切な個別の指導が行われていないもの

したがって、労災診療費請求書等の審査において、誤請求の多い指定医療機関等を把握し、同様の誤請求を繰り返さないよう当該指定医療機関等に対しては、個別の実地指導を行う必要がある。

エ 診療費長期未処理事案の解消のための取組状況

診療費の長期未処理事案は、第1表のとおりであり、未処理の理由は「自局保留」、次いで「5号署保留」、「5号未提出」の順であった。

なお、自局保留のうち約67%が「医療機関への照会中で回答待ち」のものであった。

第1表 平成17年度監察実施局の診療費未処理（10支払期以上）状況

項 目	5号署保留	5号未提出	自局保留	他局保留	合 計
未処理事案件数（件）	569	274	738	97	1,678
構 成 比（％）	33.9	16.3	44.0	5.8	100.0

また、長期未処理事案については、ほとんどの局において、未処理事案一覧表等を活用し、個別事案ごとの原因を把握した上で解消に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 医療機関へ照会した後、提出期限までに回答がないにもかかわらず、督促していないもの
- ② 医療機関へ照会した後、回答待ちとなっている未処理事案が大幅に増加しているもの
- ③ 診療費の各種未処理状況リストを局管理者が活用していないもの

したがって、局においては、医療機関に照会し、回答がない場合は時機を逸することなく督促するとともに、署に対しては、請求書の督促、請求人に対する調査・聴取の実施に係る指導を行うとともに、自局保留のみならず他局保留により未処理となっている事案についても、当該局との間で連携を取り、事案の早期解消を図る必要がある。また、局管理者は、診療費の各種未処理状況リストを活用して未処理の状況を把握し、その原因を分析し、適切な指示・指導を担当者及び署に対して行い、未処理事案を解消する必要がある。

（6） 審査請求事件の処理状況

審査請求事件の処理については、決定状況及び支援体制を中心に監察した。

ア 年度別審査請求処理状況及び所要期間別決定状況

年度別審査請求処理状況は、第2表のとおりである。

平成17年度における審査請求事件の決定件数は、平成16年度と比較して減少しているが、新規請求件数は増加している。その結果、平成17年度の処理率は74.8%となり、平成16年度と比較して3.9ポイント低下し、また過去3年間をみても70%台にとどまっている状況にある。

第2表 平成17年度監察実施局の年度別審査請求処理状況

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残件数 (件)	340	327	258
(対前年比 %)		(96.2)	(78.9)
新規請求件数 (件)	883	882	930
(対前年比 %)		(99.9)	(105.4)
決 定 件 数 (件)	896	951	889
(対前年比 %)		(106.1)	(93.5)
処 理 率 (%)	73.3	78.7	74.8
(対前年比 %)		(107.4)	(95.0)

件数は、併合したものは1件とし、取下げを除く。

処理率＝決定件数÷（前年度末残件数＋新規請求件数）×100

また、平成17年度の処理期間別決定状況は、第3表のとおりであるが、決定件数889件中、審査請求から決定までに3か月を超えるものが508件で57.1%を占めており、決定までに長期間を要しているものが相当数ある状況がみられた。

第3表 平成17年度監察実施局の処理期間別決定状況

処 理 期 間	3 か 月 以内	3 か 月 を 超 え 6 か 月 以 内	6 か 月 を 超 え 1 年 以 内	1 年 を 超 え る も の	2 年 を 超 え る も の	合 計
決定件数 (件)	381	339	136	31	2	889
構 成 比 (%)	42.9	38.1	15.3	3.5	0.2	100.0

イ 審査請求事件の迅速処理及び支援体制の状況

平成17年度における審査請求事件の処理状況をみると、3か月以内に決定されたものは42.9%となっているが、決定までに1年を超える期間を要したものが33件（3.7%）みられた。

また、一部の局においては、平成17年度末で6か月以上未処理の事件が残っており、その理由として「取りまとめの遅れ」等の内部要因によるものがみられた。

局管理者による審査請求事件の問題点の把握については、ほとんどの局において、審査処理計画等により毎月行っている状況がみられた。また、一部の局においては、毎月審査官から報告を受けるほかに個別ヒアリングも行って積極的に処理状況を確認し、問題点を把握し、助言・進行管理を行っている状況もみられた。

しかしながら、一部の局においては、労災補償課長が審査官から労災保険審査請

求事務取扱手引（以下「審査取扱手引」という。）に基づく、毎月の「審査請求処理計画・処理経過簿」の報告を受けていない状況がみられた。

したがって、審査請求事件を迅速に処理するためには、既に長期間を要している事件の早期処理を図ることはもとより、３か月以内を目標とした事件の計画的、効率的な処理に努める必要がある。このため、労災補償課長は、事件ごとに課長、監察官及び職業病認定調査官等による問題点の把握や不足している調査内容、項目、資料等を明確にした事件解決のための方法を審査官に助言する支援体制を一層強化し、迅速処理のための的確な進行管理を行う必要がある。

特に労災補償課長は、必ず毎月の審理状況を把握し、３か月以内の処理に努めるよう必要に応じて助言等を行う必要があり、また、審査取扱手引に基づき「審査請求処理計画・処理経過簿」を毎月報告させ、早期処理が図られるよう組織的な支援体制により問題点を検討するなど適切な対応を行う必要がある。

ウ 決定に際して把握した問題点の署への周知

決定書の内容に係る原処分庁の判断誤りや調査に不足があるなどの問題については、ほとんどの局において、署長会議、労災主務課長会議等において具体的に説明を行い、周知をしている状況がみられた。

また、一部の局においては、次の方法で署に対し、次の方法で周知している状況がみられた。

- ① 職員研修で説明していたもの
- ② 地方監察時に具体的に指導していたもの
- ③ 決定書の内容を全署へ送付していたもの
- ④ 事例集を作成し、労災担当職員へ配布していたもの

したがって、原処分庁の判断誤りや調査に不足があるなどの問題がみられる場合には、基本的な事務処理に基づいた行政処分の斉一性を確保するため、当該署以外の署に対しても周知することが重要である。

2 労働基準監督署における事務処理状況

(1) 保険給付請求書の審査等処理状況

ア 保険給付請求書の共通の処理状況

(ア) 審査処理状況

保険給付請求書の審査等の事務処理については、ほとんどの署において、局作成の実施要領に基づき、迅速・適正処理に努めている状況がみられた。

また、一部の署においては、保険給付業務のチェックポイント、職制別チェックポイント等の審査体制等を考慮した処理手引を作成し、これにより事務処理を効率的に進めている状況がみられた。

しかしながら、保険給付請求書の不備返戻について、一部の署においては、次のような不適切な処理を行っているものがみられた。

- ① 受付処理を行わず返戻したもの
- ② 不備返戻までに時間を要しているもの
- ③ 提出期限が明示されていないもの
- ④ 提出期限を経過しているのに督促のないもの、また、督促の事跡を残していないもの

したがって、保険給付請求書の不備返戻処理を適正に行うため、署管理者は決裁段階で内容確認を徹底し、処理経過の確認体制の確保、職員相互の牽制体制の充実を図り、その後の再提出・督促状況について把握し、担当者に対し指示・指導を行う必要がある。

(イ) 実施調査事案の選定状況

実地調査事案の選定については、各署とも、局作成の実施要領等によるほか、一部の署において、管内の保険給付請求状況に応じた実地調査基準等を作成し、実施している状況がみられた。

特にほとんどの署においては、形式的に実地調査事案の選定基準に該当しない事案であっても、総合的に判断して疑義の生じた事案については、署管理者が確認・指示している状況がみられた。

また、ほとんどの署においては、次のような項目を主に重点としている状況がみられた。

- ① 業務上外、保険関係及び労働者性に疑義のあるもの
- ② 給付基礎日額が高額のもの
- ③ 第三者行為災害と認められるもの
- ④ 不正受給の疑いのあるもの

(ウ) 地方労災医員等の活用及び医証の収集等の状況

地方労災医員等の活用については、各署とも、傷病の業務起因性及び障害の程度等に関して医学的判断を要するもの、又は複数の医師による評価が必要なものなどについては、局と協議を行いながら地方労災医員等の積極的な活用を図っている状況がみられた。

また、ほとんどの署においては、主治医に対して意見書又は医証の提出を依頼するに当たって、依頼事項について事前に面談等により説明の上、提出期限を記載して文書依頼しているとともに、地方労災医員等に対して面談により説明の上、意見書の提出を依頼している状況がみられた。

さらに、提出期限を経過したものについては、文書又は電話により速やかに督促し、場合によっては直接医師に面談を行うなど迅速処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 主治医・地方労災医員等に対して意見書等を依頼する場合に、提出期限を記載していないもの
- ② 意見書等を依頼した後、提出期限を経過しても適切な督促を行っていないもの

したがって、主治医・地方労災医員等に対して意見書等を依頼する場合には、提出期限を明示し、回答が遅れている事案については、時機を逸することなく適切な督促を行い、迅速な事務処理に努める必要がある。

(エ) 迅速・適正処理のための管理者の進行管理

保険給付請求事案の処理については、ほとんどの署において、署長が毎月配信される各種未処理事案リストにより処理状況を把握するとともに、課内会議に出席して未決事案の進ちょく状況を把握・確認し、事務処理に係る指示・指導を行っている状況がみられた。

また、一部の署においては、課内会議とは別に「事案検討会」等の会議を開催し、調査方法の検討及び調査計画の見直しなどを行い、迅速・適正処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 「実地調査の遅れ」、「取りまとめの遅れ」等の内部要因により長期末決となったもの
- ② 署管理者が長期末決事案を解消するための指示・指導を行っていないもの
- ③ 署管理者が各種リストを活用していないもの
- ④ 長期末決事案で処理経過簿等が作成されていない、又は処理経過簿等に署管理者の指示・指導の事跡がないもの

⑤ 処理経過簿等に局からの指示・指導の事跡がないもの

したがって、署長は、未決事案の状況を的確な進行管理により把握し、調査等において問題がある場合には、担当者に対して「いつ・誰に・どのような方法で・何を行うのか」等実効性のある具体的な指示・指導を行うとともに、その後の進捗よく状況を確認し、更に必要な具体的指導を行うことによる的確な進行管理を行い、処理経過簿等には指示・指導の内容を記載し、迅速・適正に処理する必要がある。

イ 各種保険給付請求書の審査等処理状況

(ア) 療養（補償）給付請求書の審査等処理状況

療養（補償）給付請求書については、ほとんどの署において、給付事務手引、実施要領に基づき、保険関係、労働者性、業務上外及び通勤災害か否か等を重点に審査を行っている状況がみられた。

しかしながら、療養（補償）給付請求書に事業主印がない場合、新たに別の請求書を送付し、事業主印を押印させているような不適切なものがみられた。

したがって、適正な事務処理の観点から、給付事務手引等に基づく基本的な事務処理を徹底する必要がある。

(イ) 休業（補償）給付請求書の審査等処理状況

休業（補償）給付請求書については、ほとんどの署において、療養（補償）給付請求書と同様の事項を審査するほか、平均賃金、待期期間、療養日数と休業日数との関連、傷病の状態と休業の必要性等を重点に審査を行っている状況がみられた。

(ウ) 障害（補償）給付請求書の審査等処理状況

障害（補償）給付請求書の審査及び障害等級の認定については、ほとんどの署において、給付事務手引及び障害等級認定基準によるほか、医学的判断が必要なものについては、地方労災医員等及び専門医の意見を徴している状況がみられた。

また、障害等級の認定に際しては、複数の職員で対応するなど職員相互の牽制体制を確立させている状況がみられた。

(エ) 遺族（補償）給付請求書の審査等処理状況

遺族（補償）給付請求書の審査については、ほとんどの署において、給付事務手引、機械処理手引、実施要領及び年金決定のチェックポイント等に基づき事務処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、受給権者（受給資格者）の生年月日の転記誤り、又は機械処理の入力誤りなどによる基本権取消事案が発生している状況がみられた。

したがって、年金給付決定時に住民票等公的書類による確認及び機械処理時における職員相互間の読み合わせ照合によるチェック体制の確立を図り、適正な事務処理を行う必要がある。

ウ 保険給付に係る決定の取消状況

平成17年度中に支給決定を取り消して不支給とした事案としては、療養（補償）給付請求については、過去に類似事案があったにもかかわらず調査を十分に行わなかったことにより労働者性の判断を誤ったものなど、また、休業（補償）給付請求については、休業期間中に賃金支払があったものなどがみられた。

これらの取消となった多くの事案は、事実確認の調査、又は提出書類の適切な点検確認を行うことにより未然に防止できるものであることから、基本的な事務処理の徹底を行うとともに、署管理者においても的確な審査・確認を徹底する必要がある。

エ 保険給付請求書等のOCR入力状況

保険給付請求書等のOCR入力については、各署とも、実施要領により、不正事故防止等の観点から受付当日（入力できない時は翌日）に必ず入力するよう定めている状況がみられた。

しかしながら、いまだに一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 特段の理由がないにもかかわらず、保険給付請求書等のOCR入力が相当の期間遅延しているもの
- ② 不備返戻のうち、OCR入力を行わず返戻したもの

したがって、OCR入力については、不正受給及び不正事故の防止等の観点から、受付後直ちに入力することとされており、不備返戻事案であっても、必ずOCR入力後に返戻するなど給付事務手引等に基づく基本的な事務処理を徹底する必要がある。

オ 年金給付業務の処理状況

年金給付の事務処理については、ほとんどの署において、給付事務手引、機械処理手引及び実施要領によるほか、一部の署において、組織体制（人員構成）に応じた年金業務事務処理要領及び各級管理者によるチェックポイント等独自の手引を作成し、適正処理に努めている状況がみられた。

また、生年月日等の基本項目については、支給決定時及び定期報告書審査時に、請求書と戸籍謄本等公的書類との照合、請求書等と入力結果との照合、厚生年金等の未調整事案の照会・調査を行うなど適正処理に努めている状況がみられた。

（ア）厚生年金等との併給調整に係る事務処理状況

厚生年金等との併給調整に係る事務処理については、ほとんどの署において、実施要領及び「労災年金と厚生年金等との併給調整事務について」（昭和63年3月31日付基発第202号）に基づき適正処理に努めている状況がみられた。

特に、各署とも、次のような項目を重点として事務処理を行っている状況がみられた。

- ① 支給決定時の請求人等への厚生年金等の加入状況及び受給資格等の確認、厚生年金等との併給調整制度の趣旨の説明と的確な調整
- ② 社会保険事務所等に対し請求・裁定状況を照会し、受給関係の早期把握
- ③ 厚生年金等未調整・厚生年金等年額未登記リストによる的確な追跡調査

しかしながら、平成17年度末において1年以上未調整となっている事案がみられることから、年金受給者に対して的確な指導・確認を行うとともに、厚年情報照合リストを活用し、また、社会保険事務所等に対しても積極的に照会するなど早期に処理する必要がある。

（イ）定期報告書の提出・処理状況

平成17年度における定期報告書の提出件数は37,494件（99.8%）、未提出件数75件（0.2%）であり、そのうち支払差止めの処理をしたものは63件であった。

支払差止め事案の多くは年金受給者が所在不明のものであるが、ほとんどの署において、市町村、又は親族等に対して所在確認のための調査を実施し、支払差止め解除の努力をしている状況がみられた。

（ウ）年金基本権取消状況

年金基本権取消事案については、被災者・受給権者等の生年月日、支給事由発生年月日等の基本データの転記誤り及び入力誤りによるものが多く、6署で8件取消しされている状況がみられた。

したがって、年金基本権取消事案の発生を防止するため、請求書と戸籍謄本等公的書類との照合、登録帳票への転記時、支給決定時及び決議書入力時における署管理者をも含めた職員間の相互読み合わせチェック並びに定期報告書審査時における署管理者の審査・確認を徹底する必要がある。

（2）長期未決事案の処理状況

署においては、長期未決事案（受付から6か月以上のもの）の処理について、早期解消の取組状況及び署管理者等の進行管理を中心に監察した。

ア 長期未決状況

平成17年度末現在の長期未決事案については、療養（補償）給付請求が134

件、休業（補償）給付請求が８９件、障害（補償）給付請求が７８件、遺族（補償）給付請求が８４件となっており、その総数は３８７件となっていた。

（ア） 長期未決となっている主な理由は、次のとおりである。

① 自賠責保険等との調整の遅れ	９１件
② 取りまとめの遅れ	４６件
③ 意見書等の回答の遅れ	３８件
④ 調査・意見書・資料等依頼の遅れ	３２件
⑤ 請求人等からの資料の提出の遅れ	３２件
⑥ 実地調査の遅れ	２７件
⑦ その他	１２１件

（イ） 長期未決事案のうち、１年以上未決となっていたものは９３件（２４．０％）で、その事案の内容は次のとおりであった。

 a 疾病事案 （４２件 ２２．１％）

① 脳・心臓疾患事案	３件
② 精神障害等事案	１８件
③ 石綿関連疾患事案	３件
④ 上記以外の疾病事案	１８件

 b 第三者行為災害事案 （４３件 ３２．８％）

 c その他の事案 （ ８件 １２．１％）

したがって、署管理者は、これらの長期未決の原因を把握し、的確な進行管理による事務処理のための具体的な指示・指導を行うことにより、長期未決事案を早期に解消する必要がある。

イ 長期未決事案の早期解消への取組状況

長期未決事案の早期解消については、ほとんどの署において、本省から毎月配信される各種未処理事案リスト又は処理経過簿等により署長及び次長が事案を把握し、必要に応じて課内会議等で事案ごとの調査の進ちよく状況について協議・分析し、指示・指導を行っている状況がみられた。

さらに、一部の署においては、長期未決事案の早期解消に努めている次のようなものがみられた。

- ① 調査等で監督業務担当又は安全衛生業務担当の職員と連携して労働時間、平均賃金、労働者性及び災害発生状況等の調査を行っているもの
- ② 一部の職員の負担が増大しないように、担当業務を振り替えたり、担当事案を複数人で調査する手法を導入しているもの

しかしながら、ほぼ半数の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 「実地調査遅れ」等の内部要因により計画どおりに事務処理が進んでいないものに対して、管理者が適切な進行管理を行っていないもの
- ② 労災担当職員が処理経過簿等に局からの指示事項を記載していないもの
- ③ 署長等が、具体的かつ実効性のある指示・指導を行っていないもの
- ④ 請求書受付後直ちに、署長を交えた組織的体制による検討を行っておらず、的確な調査計画を策定されていないもの

したがって、長期未決事案の早期解消に当たって、署管理者は、調査計画の策定内容及び調査の進捗よく状況を確認し、「いつ・誰に・どのような方法で・何を行うのか」等具体的な指示・指導を行い、これらの事跡を残し、更に当該指示・指導事項の履行確認と必要な指導を行う必要がある。また、労災請求事案の動向等管内状況と長期未決事案の原因の分析と検証を行った上で、事務処理体制についても年度途中であっても必要に応じた見直しを行う必要がある。

(3) 第三者行為災害の事務処理状況

第三者行為災害の事務処理については、自賠責保険等との調整事務及び求償差控事案の事務処理状況を中心に監察した。

基本的な事務処理については、ほとんどの署において、三者取扱手引により適正処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 第三者行為災害処理経過簿に処理経過が記載されていないもの
- ② 第三者行為災害に係る調査復命書の記載内容が不適切なもの
- ③ 第三者行為災害処理経過簿の決裁が行われていないもの
- ④ 第三者行為災害処理経過簿の決裁を調査復命書の決裁時にまとめて行っているもの
- ⑤ 念書に必要項目の記載漏れがあるにもかかわらず、不備返戻等適切な処理を行っていないもの
- ⑥ 第三者行為災害報告書の未提出について、文書による督促を行っているものの、提出期限経過後において再督促を行っていないもの

したがって、各署においては、三者取扱手引等に基づき、適正な事務処理を行う必要がある。

また、管理者は、第三者行為災害処理経過簿等から事務処理の進捗よく状況を把握し、適切な指示・指導を行うための確な進行管理を実施する必要がある。

ア 自賠責保険等との調整事務の処理状況

自賠責保険等との調整事務については、各署とも、三者取扱手引及び実施要領に

基づき、損害保険会社等に対し支払状況等を確認している状況がみられた。また、損害保険会社等に対して提出期限を付して文書照会し、回答が遅れているものについては、電話又は文書による督促を行うなどにより事案の早期処理に努めていた。

なお、自賠責保険等の処理が長期間にわたるような場合は、被災労働者の早期救済の観点から、請求人の意思を十分に確認の上、労災保険給付を先行するなどの確に事務処理を行う必要がある。

イ 求償差控事案の事務処理状況

求償差控事案については、各署とも、「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」により、四半期ごとに取りまとめ、歳入徴収官あて報告している状況がみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 調査が不十分なまま求償差控事案として局に進達していたもの
 - ② 調査が不十分なまま求償差控事案とし、局に進達せず署内完結としていたもの
- したがって、署においては、三者取扱手引等に基づき的確な調査を実施し、十分検討を行った上、歳入徴収官へ報告する必要がある。

（４） 適正給付対策の推進状況

ア 適正給付対策（振動障害を除く。）の推進状況

適正給付対策の推進状況については、ほとんどの署において、調査対象者を選定後、主治医に対して症状照会を行い、その後、必要に応じて調査対象者及び主治医に面談するなど適正給付に努めている状況がみられた。さらに、一部の署においては、パソコンを活用し事務処理の効率化を図るとともに、症状等の調査の時機を逸することのないように努めている状況もみられた。

しかしながら、一部の署においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 症状照会等に対する主治医の意見書に症状固定の見込み時期等が記載されているにもかかわらず、当該時期に調査・確認を行っていないもの
- ② 調査対象者以外の者について、治癒予定年月が診断書に記載されているにもかかわらず、当該時期に調査・確認を行っていないもの
- ③ 長期間治療行為が行われていないにもかかわらず、調査・確認を行っていないもの

したがって、適正給付対策の推進に当たっては、パソコンを効率的に活用するなど調査対象者の症状等を的確に把握し、必要に応じて地方労災医員等の意見を徴するほか、主治医の意見書等に症状固定の見込み時期等が記載されている場合は、時機を逸することなく調査・確認を行うとともに、調査対象者以外の者についても症

状固定の見込み時期が明らかになった場合には調査・確認を行う必要がある。

また、署管理者は、主治医の意見書等の内容を精査して適切な指示・指導を行うなどの確な長期療養者の管理を行う必要がある。

イ 振動障害適正給付対策の推進状況

振動障害適正給付対策の推進については、各署とも、第7次3か年計画を策定しており、事案によっては個別に局と協議等を行うなど、ほとんどの署において、局の指示・指導を受けるなど局との連携を図り、適正給付に努めている状況がみられた。一方、一部の署においては、3か年計画の初年度にあたる平成17年度の調査が特段の理由もなく実施されていない状況がみられたことから、署管理者は、第7次3か年計画に基づき確実に推進されるよう、適切に指示・指導をする必要がある。

第3 石綿関連疾患への対応状況

1 労働局における事務処理状況

石綿関連疾患への対応状況については、改正認定基準、特別遺族給付金制度の適正な運用及び局の支援状況等について監察を実施した。

(1) 石綿関連疾患事案の処理状況

平成17年度末現在の監察対象局における石綿関連疾患事案の処理状況は、請求件数1,205件のうち受付から6か月以上となっている長期未決件数は123件10.2%となっている。

長期未決となっている主な理由の件数・比率は、次のとおりである。

「本省との協議」	29件	23.6%
「職歴調査等に時間がかかった」	27件	22.0%
「請求人、事業主等からの資料遅れ」	26件	21.1%
「審査着手・実地調査・取りまとめの遅れ」	18件	14.6%
「意見書等依頼の遅れ」	12件	9.8%
「意見書等回答の遅れ」	11件	8.9%

(2) 石綿関連疾患の周知状況

改正認定基準、特別遺族給付金制度の周知状況については、各局とも、労災指定医療機関、各災害防止団体、医師会等の団体を通じて、各種リーフレットの配布、広報誌の掲載依頼等を実施し、周知を図っている状況がみられた。また、一部の局では、労働局ホームページや公共の電光掲示板等の利用や、マスコミを通じて周知・広報に努めたり、安全衛生主務課と連携して、各地で相談会等を開催している状況もみられた。

(3) 職員への周知状況

職員に対しては、ほとんどの局で、労災担当職員以外の職員等に対しても、各種会議・研修等機会あるごとに説明し、理解を深めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局では、石綿の改正認定基準について、署の係長以上の職員への周知にとどまり、署において係員に対して伝達研修を行っていない状況がみられた。

(4) 局による署への支援状況

各局とも、署への支援策を講じている状況がみられた。

特に、平成17年度に石綿関連疾患の労災請求事案が多い局においては、次のような対応を図っている状況がみられた。

- ① 地方労災医員による相談日の回数を増やしたもの
- ② 石綿関連疾患事案の請求が多い署に対して、平成18年度に局職員を署に併任発令するなどして、署が行う地方労災医員への意見書依頼、レントゲン写真等の医証収集を行い、認定等業務に係る署の業務負担を軽減する支援措置を講じているもの
しかしながら、一部の局においては、石綿関連疾患の認定基準等に係る事務処理について、署長の進行管理が徹底されていないなど不適切な状況がみられた。

したがって、石綿関連疾患事案の進行管理においても、長期末決事案と同様に署管理者を指導し、進行管理を徹底させる必要がある。

2 労働基準監督署における事務処理状況

石綿関連疾患事案への対応状況については、処理体制等について監察を実施した。

(1) 石綿関連疾患事案の処理体制

署における労災担当職員のうち石綿関連疾患事案を担当する職員数は、署の規模、業務量の多寡、予想される請求件数の多寡により異なり、次長を含めた労災担当者の全員で対応している署、労災担当者のうち次長、課長を除いた全員で対応している署、労災担当者のうち課長、係長のみで対応している署等がみられた。

業務上外の調査に係る処理体制については、ほとんどの署において、石綿関連疾患事案を通常業務と同様に担当地区割り、輪番で配布等を行っている状況がみられた。また、一部の署においては、役職者が専任で処理に当たっている署、局署で分担している署がみられたが、いずれの場合でも、署の実情に合わせた迅速処理のための体制を整備している状況がみられた。

(2) 石綿関連疾患事案の処理状況

平成17年度末現在の監察対象署における石綿関連疾患の処理状況をみると、一部の署においては、①平均賃金の決定を業務上外の調査復命書をもって行っているもの、②平均賃金決定書の原本を支給決定・支払決議書等とともに支払済証拠書に編みつけているもの、③業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明なため、労働局長の平均賃金決定書を請求人に交付していないものがみられた。

したがって、署長は、石綿関連疾患特有の発症経過から、既に事業場が廃止あるいは閉鎖された事案、又は事業場が存在していても賃金台帳等の保存年限が経過した等により、離職時の賃金額が不明な事案については、労働局長による平均賃金決定事務

を行うこととなるため、局の賃金課室と連携し、適正にその事務処理を行う必要がある。

なお、石綿関連疾患事案についても、他の保険給付請求事案と同様に的確な進行管理を徹底する必要がある。

第4 不正受給等防止対策等の実施状況

1 不正受給等防止対策の実施状況

不正受給等防止対策の実施については、不正受給防止対策要綱等の策定状況、職員への周知・徹底状況、不正受給事案の処理状況及び関係リストの活用状況、
等を中心に監察した。

(1) 不正受給等防止対策の周知状況等

不正受給等防止対策の実施状況については、ほとんどの局において、重点事項として関連通達を踏まえて取り組んでいる状況がみられた。

署に対する指導については、実施要領に不正受給等防止対策を定め、又は労災保険不正受給等防止対策実施要領を策定し、保険給付チェックポイントによる署管理者等の点検の実施や不正受給防止に係るリストの活用を図るよう署長会議、労災主務課長会議及び地方監察時等で指導・周知に努めている状況がみられた。

さらに、一部の局においては、次のような不正受給等防止対策を講じている局がみられた。

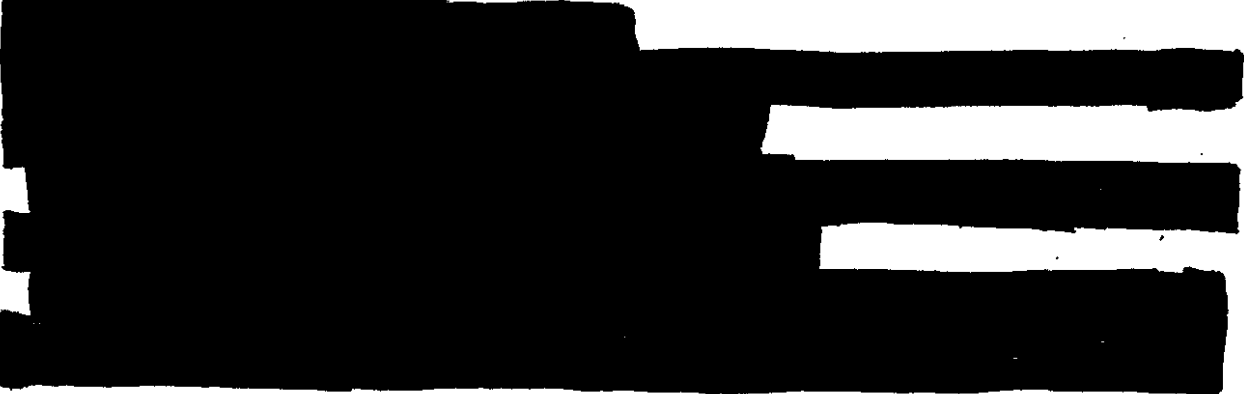
- ① 不正受給事件が発生したことから、不正受給者が加入していた特別団体へ再発防止について注意喚起するとともに、局内の情報連絡・連携網を整備したもの
- ② 不正受給防止に係るリストをどのように活用するかなどを労災担当職員に詳細に説明しているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 不正受給等防止対策要綱等が作成されていないもの
- ② 保険給付請求書の審査時等において、不正受給防止に係る関係リストを十分に活用していないもの

したがって、早急に不正受給等防止対策要綱等を作成し、職員に周知・徹底する必要がある。

(2)



2 労災かくし防止対策における各課、局署間、署内の連携状況及び取組状況

労災かくし防止対策の実施については、局内各課、局署間、署内の連携状況及び取組状況等を中心に監察した。

労災かくし防止対策については、各局とも、重点事項として、関連通達を踏まえ、安全衛生主務課と連携して、労働者死傷病報告の提出確認を行うとともに、疑義が認められたもの、情報・相談があったものについては監督課又は安全衛生主務課と連携して、調査を行っている状況がみられた。

署に対しては、実施要領により労災かくし防止対策等を指示するとともに、署長会議、労災主務課長会議及び地方監察時等で、署管理者等が保険給付チェックポイントによる点検を行うよう指導している状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような労災かくし防止対策を講じている状況がみられた。

- ① 監督課、安全衛生主務課と連携し、医師会、関係団体を集め説明を行い指導しているもの
- ② 建設業関連災害については、災害発生状況、死傷病報告により、「災害発生場所が自社倉庫か現場かの特定と災害発生場所と医療機関の所在地」等各事項に矛盾点がないかの確認を行っているもの
- ③ 社会保険事務所において疑義があるとされた請求事案に係る情報について、調査を実施しているもの

しかしながら、労災かくし事案が依然として発生していることから、休業補償給付請求書における労働者死傷病報告の提出の有無等のチェック及び実地調査・聴取において情報を把握した場合には、局署間、署署間及び署内の十分な連携を図ることにより、より一層労災かくし防止対策を徹底する必要がある。

3 個人情報保護法に係る取組状況

個人情報の管理に係る取組状況等を監察した。

局・署においては、実施要領に情報セキュリティ対策等を定め、又は個人情報管理規定を策定し、研修、各種会議で周知を図り、個人情報の保護に努めていた。

また、チェックリストを職員に配布し、個人情報の電子データを庁外持出禁止、誤送付を防ぐための複数人によるチェックの実施等を確実に行うよう指導していた。

しかしながら、個人情報漏えい事故が発生していることから、各局とも、労災補償行政が扱う書類は個人情報が多量であるということを常に認識し、特に郵送等を行う場合の送

付書類一式の内容とあて先とを常にチェックすることなどについて、なお一層の周知・徹底を図る必要がある。

第5 地方労災補償監察官制度の運用状況

1 平成17年度地方労災補償業務監察計画の策定状況等

平成17年度の地方労災補償業務監察（この項において、以下「監察」という。）計画の策定については、監察重点項目の設定、策定時の参画者を中心に監察した。

監察計画については、ほとんどの局で、年度当初に地方労災補償監察官監察指針（以下、「監察指針」という。）の改正、中央・地方監察結果報告、行政運営方針、管内の実情等を踏まえ、「保険給付の迅速・適正処理」等を監察の重点項目に設定する等適切に策定されていた。また、半数の局において、「長期未決事案の解消」を主眼としている状況がみられた。

監察計画の策定に当たっては、半数以上の局において、担当各部課室長等が参画して監察方針等を検討し、監察指針による計画の見直し、検討が行われている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、監察計画の策定に当たり局の重点行政課題が反映されていない、また、担当各部課室長等が参画していないなどの不適切な状況がみられた。

監察は、業務の実態を的確に把握し、適正かつ円滑な業務運営を図ることを目的としていることから、監察計画の策定に当たっては、年度当初に担当各部課室長が中心となって検討した上で、監察方針等を決定する必要がある。

2 平成17年度監察の実施状況

平成17年度監察の実施状況については、実地・机上・通信監察の実施状況及び監察実施後の措置状況を中心に監察した。

（1） 監察の実施状況

ア 実施状況

監察の実施については、ほとんどの局において、業務処理体制の確立、保険給付の迅速・適正処理、長期療養者の適正給付対策の推進及び不正事故等防止対策等の重点監察項目を設定した上で、各種請求書の審査等処理状況、長期未決事案の処理及び進行管理、適正給付対策の実施状況、第三者行為災害処理状況及び労働保険適用徴収業務等について、実地監察、机上監察及び通信監察を実施し、効果的な監察に努めている状況がみられた。

特に、長期未決事案の処理状況については、各局とも、保険給付の迅速・適正処理とともに監察の重点項目としており、署管理者の進行管理状況等について未処理経過表等により処理状況を監察していた。

また、労働保険適用徴収業務のうち、労働保険料等の収納事務については、実地監察時に現金領収証書と現金出納簿等の記載内容等について突合チェックし、その整合性等について監察していた。

平成17年度における監察実施状況及び平成18年度の監察計画については、第4表のとおりである。

第4表 監察の実施及び計画状況

(局数)

回数	実地監察		机上監察		通信監察	
	17年度 実施	18年度 計画	17年度 実施	18年度 計画	17年度 実施	18年度 計画
0回	0	0	0	1	1	1
1回	0	13	19	19	23	23
2回	25	12	6	5	1	1

平成17年度の実地監察の実施回数については、各局とも、年2回実施、必要に応じて業務指導を実施している状況がみられた。

机上監察については、指定した月分の支払済証拠書を局に提出させ、あるいは署へ赴いて、実施している状況がみられた。

通信監察については、指定した月分の支払済証拠書から、休業（補償）給付の受任者払いに係る請求人、障害（補償）給付の高額給付に係る請求人に対して、実施しているなどの状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、不適切な手法で実施されている次のようなものがみられた。

- ① 地方適用徴収業務監察で、監察手法が基本的な事項での処理誤りも見えない監察項目や監察方法等となっているもの
- ② 通信監察について、監察対象月を毎年変えていないもの
- ③ 通信監察について、回答のないものに対して、連絡が取れないまま放置しているもの

したがって、地方適用徴収業務監察において、効果的な監察を実施するために、基本的な事項での処理誤りが発見できるような監察項目や監察方法等検討することが重要であり、また、通信監察については、特定月の給付請求書等支払証拠書に偏ることのないよう実施するとともに、「回答のないもの」の追跡調査は監察官自ら請求人に対して直接行うことにより、確実に実施する必要がある。

また、労働保険料等の収納事務については、労働保険料等の払込遅延等不適切な事務処理が依然として行われており、収納に係る事故防止の観点から監察を実施する必要がある。

なお、署における業務処理状況等によっては、迅速・適正な労災補償業務を推進す

るため、業務計画の見直しや事務処理方法を改善させるために、必要に応じて随時監察を行う必要がある。

イ 監察結果

(ア) 局管理者への報告状況

監察結果の報告については、ほとんどの局において、監察終了後、局管理者に口頭で報告し、その後、文書により報告を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、実地監察結果について、監察終了後、局長への口頭報告がなされていない状況がみられた。

したがって、実地監察結果の局管理者への報告については、監察終了後遅滞なく、署の業務処理状況及び問題点等を局長・担当部長・担当課室長に口頭で報告し、早期に適切な措置を行い、不適切な取扱いなどの改善を図る必要がある。

(イ) 署に対する是正措置状況

署に対する是正措置については、ほとんどの局において、文書による指示を行い、是正状況については、期日を定めて文書報告を求め、次回監察で確認を行っている状況がみられた。

また、長期未決事案の確実な解消のために、一部の局においては局幹部が署長からヒアリングを行い、進ちょく状況を把握し、具体的な指示・指導を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 是正・改善を要する事項について、文書で指示していないもの
- ② 改善等の措置に期限を定めていないもの
- ③ 是正・改善措置・対策の状況を文書で報告させていないもの
- ④ 問題事案が生じていることを把握しながら、指摘・指導を行っていないもの

したがって、是正・改善を要する事項については、文書により具体的に是正指示を行い、報告期日を指定した具体的かつ実効性のある改善報告を文書により求めるとともに、適宜是正状況を確認する必要がある。

確認した結果、改善が十分でない場合は、その原因等を検討の上、再度文書により改善報告を行わせるなど、厳格な指示と適切な措置を講ずる必要がある。

また、監察時に口頭により指導した事項についても、指導内容等を事跡として記録するとともに、報告等により改善状況を確認する必要がある。

(ウ) 監察結果報告書の作成状況

監察結果報告書については、ほとんどの局において、全ての監察が終了した時点で労災補償課長、労働保険適用徴収主務課室長、監察官等が総括的な分析・検討を行い、作成されている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、監察結果報告書の作成に当たり、担当各部課室長等が参画していないものがみられた。

したがって、監察結果報告書については、新年度における行政運営方針、実施要領及び監察計画等の策定のための重要な資料となることから、早期に作成するとともに、各監察項目ごとに業務処理状況等の実態を明らかにし、問題点及び是正・改善を要する事項について、担当各部課室長が参画し、その原因を分析・評価を加えた上で作成する必要がある。

なお、報告内容については、各局とも、平成17年度末又は平成18年度当初の署長会議、労災主務課長会議等において説明するとともに、各署等に配付・周知している状況がみられた。

(2) 監察結果の業務等への反映状況

監察における各署への指摘・指示事項については、類似事案の再発を防止するため、全担当職員が共通の問題意識を持ち、また、より一層事務処理の適正化、斉一化を図る必要があることなどから、ほとんどの局において、署長会議、労災主務課長会議及び各種担当者会議等で周知・徹底している状況がみられた。

また、ほとんどの局においては、平成18年度実施要領等に反映され、見直しなどの対応が図られている状況がみられた。

さらに、一部の局においては、新任の署管理者の研修等で活用されている状況がみられた。

3 平成18年度監察計画の策定状況等

平成18年度監察計画の策定については、監察重点項目の設定、策定時の参画者を中心に監察した。

監察指針の改正に伴い、実地監察の実施回数を平成15年1月に年3回から年2回とし、さらに平成18年3月に年2回から年1回にしたことを受け、各局においては、長期末決事案並びに脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案の処理のための業務指導を行っている状況がみられた。

また、適用徴収業務については、一部の局において、監察とは別に労働保険適用徴収主務課室による実地指導が行われている状況がみられた。

平成18年度監察計画については、各局とも、年度当初に、監察指針の改正（改正 平成18年3月24日）、中央・地方監察結果報告、留意通達、行政運営方針、管内の実情等を踏まえ、「保険給付の迅速・適正処理」等を重点項目に設定し、ほとんどの局において、「基本的事務処理の徹底」及び「管理者の的確な進行管理による長期末決事案の解消」を主眼としている状況がみられた。さらに、新たな課題となった「石綿関連疾患の迅速処理」を監察

項目に追加するなど適切に策定されていた。

また、適用徴収業務については、未手続事業の一掃対策又は会計事故防止のための収入官吏の収納事務処理状況を監察の主眼として重点項目とした状況がみられた。

監察計画の策定に当たっては、ほとんどの局において、担当各部課室長等が参画して監察方針等を検討し、監察指針による計画の見直し、検討が行われている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切なものがみられた。

- ① 局の実施要領で重点課題としている石綿関連疾患の労災請求が多くみられるにもかかわらず、石綿関連疾患事案の対応に係る監察項目がないもの
- ② 監察計画の策定に当たり局の重点行政課題を踏まえていないもの
- ③ 監察計画の策定に当たり、担当各部課室長等が参画していないもの

監察は、業務の実態を的確に把握し、適正かつ円滑な業務運営を図ることを目的としていることから、監察計画、監察項目の作成に当たっては、担当各部課室長等が参画し、局長、担当部長等も交えた検討を行い、効率的・効果的な監察計画を作成し、実効ある監察を実施する必要がある。

第6 職員研修の実施状況

1 局の職員研修の実施状況

職員研修については、各局とも、職員の事務処理能力の向上等を図る観点から、年間計画を策定し、職員の意見要望を踏まえ、改正認定基準等基本的知識の付与、実務に係る基礎的知識・医学的知識等専門的知識の習得、署長として必要不可欠な知識である労災補償を巡る現状、進行管理や会計機関（主任収入官吏）等の習得内容を織り込むなどテーマの設定や開催方法、対象者や人員、講師の選定を工夫している状況がみられた。

研修の講師については、各局とも、監察官等の幹部職員が主に担当していたが、専門知識を付与する研修については、ほとんどの局において、地方労災医員・じん肺審査医・専門医、労災法務専門員、産業医学総合研究所石綿担当者、社会保険事務局年金担当者及び自賠責調査事務所担当者等を積極的に活用している状況がみられた。

なお、研修の手法等について工夫しているものとして、次のようなものがみられた。

- ① 研修の開催時期について、研修が重複することにより署の業務推進体制に支障が出る
ことのないようあらかじめ日程調整を行い、各種研修を設定しているもの
- ② 研修対象者について
 - ・ 開催日を複数設定し、労災担当職員が全員出席できるよう考慮しているもの
 - ・ 認定基準の改正等に全職員で対応できるように、労災補償業務以外の部門に配置されている者の出席について配慮しているもの
 - ・ 基本的業務の変更等に対応するため、数年間第一線の労災補償業務から離れていた者を対象にしているもの
 - ・ 職員研修に相談員等を出席させているもの
 - ・ 相談員等に対する特別研修を実施しているもの
- ③ 研修内容等について
 - ・ 担当者任せにすることなく、研修企画委員会等で協議して決定しているもの
 - ・ アンケート調査を実施して、職員の意見・要望を参考に決定しているもの
 - ・ 石綿関連疾患の相談件数が多かった署を対象に請求時の対話形式によるシュミレーション研修を行っているもの
 - ・ シャーカステン等を活用して、専門医の指導のもと、レントゲン写真の読影等実務研修を行っているもの
 - ・ 個人情報保護法、石綿関連疾患等、時宜にかなった内容を設定しているもの
 - ・ 労災請求が増加している精神障害等事案について、同一事例を班別に検討・発表させた上、事例の考え方と取りまとめ結果が同じ結論となるよう指導する手法により研修を実施しているもの

- ・ 監察結果から問題点が多い、又は知識不足と判断される内容を設定しているもの
- ④ 研修形式について、研修者全員が発言できるよう質問形式を織り交ぜて、討議形式による研修を実施しているもの
- ⑤ 外部講師等の活用について
 - ・ 石綿関連疾患の研修について、本省担当者、地方労災医員等を講師として活用しているもの
 - ・ ブロック内の局に呼びかけているものや労災担当職員以外の職員も対象として振動障害の診断と判定等について専門医を講師として活用しているもの
 - ・ 業務上疾病関係研修について、署において業務上外の判断に精通した者を講師として活用しているもの

このように、ほとんどの局においては、テーマの設定や講師の選択等について工夫している状況がみられた。

労災補償業務の重点課題である労災保険給付の迅速・適正処理をさらに推進していくためには、職員の業務遂行能力の向上を図ることが重要であり、そのためには、研修内容、実施時期及び研修対象者等について十分に検討した上、年間計画を策定し、充実した研修を実施する必要がある。

また、研修の実施内容等については、第5表のとおりである。

ほぼ半数の局において、平成17年度より石綿関連疾患に係る様々な施策が講じられたこと、胸腹部臓器に係る障害等級認定基準の改正があったことから、各種会議のほかそれぞれ石綿研修、障害認定研修が開催され、労災担当職員が全員受講できるように複数回に分けて開催している状況がみられた。さらに、一部の局において、労災保険給付の迅速・適正処理を推進させるため、署管理者の進行管理が重要視されていることから、新任労災主務課長研修を1回で終わらせることなく、複数回にわたって開催している状況がみられた。

第5表 職員研修の実施内容等

研修の種類	内 部 講 師		外 部 講 師	
	局 数	回 数	局 数	回 数
管 理 者 等 研 修	22	30	—	—
新任署・次長研修	6	6	—	—
新任労災主務課長研修	19	20	—	—
労災主務課長研修	4	4	—	—
新任労災担当者研修	21	23	—	—
労災補償業務研修	7	10	1	1
業務上疾病研修	13	18	17	23
石 綿 研 修	11	14	13	14
じん肺・振動障害研修	—	—	3	3
その他業務上疾病研修	4	4	6	6
障 害 認 定 研 修	16	22	3	3
第三者行為災害研修	5	5	6	7
年金・福祉担当者研修	4	5	3	3
医療（診療費）担当者研修	2	2	2	2
相 談 員 等 研 修	10	10	1	1
そ の 他 の 研 修	5	5	—	—
合 計	25	118	17	40

(注) 1 複数日に分けて実施している場合は、一日1回として計上していること。

2 同一日に複数の内容にわたって実施している場合は、テーマごとに計上していること。

3 局数は、実施局を計上していること。

2 署の業間研修の実施状況等

職員に対する業間研修については、各局とも、研修内容、研修対象者、実施手法等について実施要領に定め、署長会議等で計画的な研修を実施するよう指示するとともに、その実施状況については、ほとんどの局において、地方監察時に点検・指導を行っている状況がみられた。

各署の実施状況については、各局とも、新任労災担当者に対する基礎的研修、認定基準改正等に伴う局研修を受けての伝達研修、具体的事例に基づく実践的な研修等、課内会議や個別請求事案の検討・協議の場を活用して実施している状況がみられた。

なお、業間研修の手法等について工夫しているものとして、次のようなものがみられた。

- ① 石綿関連疾患の労災認定等の研修に当たり、監督・安全衛生部門との連携等を念頭に入れて、労災担当職員以外の他課職員にも受講させているもの
- ② 課内会議等を利用して、調査手法等の研修、通達等の解釈、長期未決事案等困難事案の具体的調査方法等について行っているもの
- ③ 補償給付の实地調査・聴取調査又は専門医への医証依頼に当たり幹部職員等が経験の浅い職員を同行させ、あるいは、障害認定時に立ち合わせる等実践的な経験を積ませることを目的として行っているもの
- ④ 滞納整理等の実施において、事前に研修をし、納入督促のための臨戸訪問において管理者が経験の浅い職員を同行させているもの
- ⑤ 署長や労災以外他課管理者等を講師として、研修を行っているもの
- ⑥ 局で実施された研修等の受講者が、署内会議、課内会議等を利用して伝達し、知識を共有しているもの

このように、業間研修については、若手職員が幅広く実務経験を積むよう未経験分野の業務を経験させるなど、また署内会議等において、事例や実例に基づいた意見交換で積極的に発言させるなどにより、日常業務における事務処理の中で経験あるいは見分させることを具体的に日ごろより実施し、その際必要な指導や助言を行うことを励行し、職員の資質向上に努める必要がある。

平成18年度 中央労災補償業務監察実施労働局及び労働基準監督署

労働局名	労働基準監督署名
秋 田	大館
山 形	米沢
茨 城	水戸 鹿嶋
埼 玉	さいたま 川口 川越
千 葉	千葉 木更津
東 京	渋谷 池袋 立川 三鷹
神 奈 川	横浜南 川崎北 相模原 横浜西
石 川	穴水
福 井	武生
長 野	松本
静 岡	磐田 島田
愛 知	名古屋北 岡崎
三 重	津 伊勢
大 阪	大阪西 淀川 東大阪
兵 庫	神戸東 尼崎 西宮
和 歌 山	御坊 田辺
鳥 取	米子
岡 山	岡山
山 口	下関 徳山 山口
香 川	高松
高 知	須崎
佐 賀	佐賀
熊 本	八代
大 分	大分
鹿 児 島	川内
25局	45署